

議 案 目 録

- 議案第1号 下妻市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第2号 下妻市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
- 議案第3号 下妻市手数料条例の一部改正について
- 議案第4号 令和5年度下妻市一般会計補正予算（第7号）について
- 議案第5号 令和5年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第6号 令和5年度下妻市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第7号 令和5年度下妻市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第1号

下妻市職員の給与に関する条例等の一部改正について

下妻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年1月17日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の給与の取扱いに準拠し、職員及び任期付職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給割合並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するほか、職員に対する在宅勤務等手当の規定を整備するため、関係条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(下妻市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 下妻市職員の給与に関する条例（昭和32年下妻市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の120」の次に「、12月に支給する場合には100分の125」を加え、同条第3項中「100分の67.5」との次に「、「100分の125」とあるのは「100分の70」と」を加える。

第19条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の100」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の47.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600					
95		296,200	344,100					
96		296,600	344,500					
97		296,800	344,700					
98		297,100	345,100					
99		297,500	345,500					
100		297,900	345,800					
101		298,100	346,100					
102		298,400	346,500					
103		298,800	346,900					
104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					

	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 下妻市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第12条の3第2項第2号中「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、」を「第12条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加える。

第12条の6を第12条の7とし、第12条の5を第12条の6とし、第12条の4の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第12条の5 住居その他これに準ずるものとして市規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他市規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、市規則で定める期間以上の期間について1カ月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第18条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」に改める。

第19条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

（下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年下妻市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
----	---------

1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第8条第1項の表を次のように改める。

職務の級	給料月額（円）
1級	162,100
2級	208,000
3級	240,900
4級	271,600
5級	295,400
6級	323,100
7級	365,500

第9条第2項中「100分の165」との次に「、100分の125」とあるのは「100分の175」とを加える。

第4条 下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の122.5」とあるのは「100分の170」に改める。

（下妻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第5条 下妻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年下妻市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条の3中「100分の165」との次に「、100分の125」とあるのは「100分の175」とを加える。

第6条 下妻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の3中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の122.5」とあるのは「100分の170」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び付則第5項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の下妻市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の下妻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定（次項において「改正後の特別職給与等条例」という。）は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の特別職給与等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の下妻市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の下妻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の特別職給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(下妻市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 5 下妻市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年下妻市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条の5」を「第12条の6」に改める。

【第1条関係】

下妻市職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____100分の120_____を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と_____する。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の70」と</u>する。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した</p>

現 行	改 正
<p>日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に_____100分の100_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____100分の47.5_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

現 行

別表第2（第5条関係）
行政職給料表

職員 の区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100

改 正

別表第2（第5条関係）
行政職給料表

職員 の区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400

現 行									改 正								
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			

現 行								改 正							
77	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>	<u>408,200</u>		77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>	
78	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>	<u>408,500</u>		78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>	
79	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>	<u>408,800</u>		79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>	
80	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>		80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>	
81	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>		81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>	
82	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>	<u>409,500</u>		82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>	
83	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>		83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>	
84	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>		84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>	
85	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>		85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>	
86	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>			86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>		
87	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>			87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>		
88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>			88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>		
89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>			89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>		
90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>			90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>		
91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>			91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>		
92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>			92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>		
93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>			93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>		
94		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>					94		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>				
95		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>					95		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>				
96		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>					96		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>				
97		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>					97		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>				
98		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>					98		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>				
99		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>					99		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>				
100		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>					100		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>				
101		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>					101		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>				
102		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>					102		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>				
103		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>					103		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>				
104		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>					104		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>				
105		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>					105		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>				
106		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>					106		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>				
107		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>					107		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>				
108		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>					108		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>				
109		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>					109		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>				
110		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>					110		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>				
111		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>					111		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>				
112		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>					112		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>				
113		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>					113		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>				
114		<u>301,000</u>						114		<u>302,000</u>					
115		<u>301,300</u>						115		<u>302,300</u>					
116		<u>301,700</u>						116		<u>302,700</u>					

現 行									改 正									
	117		<u>301,900</u>							117		<u>302,900</u>						
	118		<u>302,100</u>							118		<u>303,100</u>						
	119		<u>302,400</u>							119		<u>303,400</u>						
	120		<u>302,700</u>							120		<u>303,700</u>						
	121		<u>303,100</u>							121		<u>304,100</u>						
	122		<u>303,300</u>							122		<u>304,300</u>						
	123		<u>303,600</u>							123		<u>304,600</u>						
	124		<u>303,900</u>							124		<u>304,900</u>						
	125		<u>304,200</u>							125		<u>305,200</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額			基準給料月額	基準給料月額												
		円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>			<u>188,700</u>	<u>216,200</u>	<u>256,200</u>	<u>275,600</u>	<u>290,700</u>	<u>316,200</u>	<u>358,000</u>	
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。									備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。									

【第2条関係】

下妻市職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年下妻市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、特殊勤務手当、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当を含まないものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条の3 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、_____支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員_____にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～ス 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、下妻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年下妻市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当を含まないものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条の3 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(第12条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員に限る。))にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～ス 略</p>

現 行	改 正
<p>(3) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p><u>第12条の5</u> 略</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p><u>第12条の6</u> 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(3) 略</p> <p>3～6 略</p> <p><u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p><u>第12条の5 住居その他これに準ずるものとして市規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他市規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、市規則で定める期間以上の期間について1カ月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u></p> <p><u>2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</u></p> <p><u>3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</u></p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p><u>第12条の6</u> 略</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p><u>第12条の7</u> 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

現 行	改 正
<p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p>

現 行	改 正
3～5 略	3～5 略

【第3条関係】

下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正																																																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;"><u>1</u></td><td style="text-align: right;"><u>376,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>2</u></td><td style="text-align: right;"><u>422,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>3</u></td><td style="text-align: right;"><u>472,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>4</u></td><td style="text-align: right;"><u>533,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>5</u></td><td style="text-align: right;"><u>608,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>6</u></td><td style="text-align: right;"><u>710,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>7</u></td><td style="text-align: right;"><u>830,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>第8条 任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;"><u>1級</u></td><td style="text-align: right;"><u>150,100</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>2級</u></td><td style="text-align: right;"><u>198,500</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>3級</u></td><td style="text-align: right;"><u>234,400</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>4級</u></td><td style="text-align: right;"><u>266,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>5級</u></td><td style="text-align: right;"><u>290,700</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>6級</u></td><td style="text-align: right;"><u>319,200</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>7級</u></td><td style="text-align: right;"><u>362,900</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	<u>1</u>	<u>376,000</u>	<u>2</u>	<u>422,000</u>	<u>3</u>	<u>472,000</u>	<u>4</u>	<u>533,000</u>	<u>5</u>	<u>608,000</u>	<u>6</u>	<u>710,000</u>	<u>7</u>	<u>830,000</u>	職務の級	給料月額(円)	<u>1級</u>	<u>150,100</u>	<u>2級</u>	<u>198,500</u>	<u>3級</u>	<u>234,400</u>	<u>4級</u>	<u>266,000</u>	<u>5級</u>	<u>290,700</u>	<u>6級</u>	<u>319,200</u>	<u>7級</u>	<u>362,900</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;"><u>1</u></td><td style="text-align: right;"><u>380,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>2</u></td><td style="text-align: right;"><u>427,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>3</u></td><td style="text-align: right;"><u>477,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>4</u></td><td style="text-align: right;"><u>539,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>5</u></td><td style="text-align: right;"><u>615,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>6</u></td><td style="text-align: right;"><u>718,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>7</u></td><td style="text-align: right;"><u>839,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>第8条 任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;"><u>1級</u></td><td style="text-align: right;"><u>162,100</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>2級</u></td><td style="text-align: right;"><u>208,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>3級</u></td><td style="text-align: right;"><u>240,900</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>4級</u></td><td style="text-align: right;"><u>271,600</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>5級</u></td><td style="text-align: right;"><u>295,400</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>6級</u></td><td style="text-align: right;"><u>323,100</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>7級</u></td><td style="text-align: right;"><u>365,500</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	<u>1</u>	<u>380,000</u>	<u>2</u>	<u>427,000</u>	<u>3</u>	<u>477,000</u>	<u>4</u>	<u>539,000</u>	<u>5</u>	<u>615,000</u>	<u>6</u>	<u>718,000</u>	<u>7</u>	<u>839,000</u>	職務の級	給料月額(円)	<u>1級</u>	<u>162,100</u>	<u>2級</u>	<u>208,000</u>	<u>3級</u>	<u>240,900</u>	<u>4級</u>	<u>271,600</u>	<u>5級</u>	<u>295,400</u>	<u>6級</u>	<u>323,100</u>	<u>7級</u>	<u>365,500</u>
号給	給料月額(円)																																																																
<u>1</u>	<u>376,000</u>																																																																
<u>2</u>	<u>422,000</u>																																																																
<u>3</u>	<u>472,000</u>																																																																
<u>4</u>	<u>533,000</u>																																																																
<u>5</u>	<u>608,000</u>																																																																
<u>6</u>	<u>710,000</u>																																																																
<u>7</u>	<u>830,000</u>																																																																
職務の級	給料月額(円)																																																																
<u>1級</u>	<u>150,100</u>																																																																
<u>2級</u>	<u>198,500</u>																																																																
<u>3級</u>	<u>234,400</u>																																																																
<u>4級</u>	<u>266,000</u>																																																																
<u>5級</u>	<u>290,700</u>																																																																
<u>6級</u>	<u>319,200</u>																																																																
<u>7級</u>	<u>362,900</u>																																																																
号給	給料月額(円)																																																																
<u>1</u>	<u>380,000</u>																																																																
<u>2</u>	<u>427,000</u>																																																																
<u>3</u>	<u>477,000</u>																																																																
<u>4</u>	<u>539,000</u>																																																																
<u>5</u>	<u>615,000</u>																																																																
<u>6</u>	<u>718,000</u>																																																																
<u>7</u>	<u>839,000</u>																																																																
職務の級	給料月額(円)																																																																
<u>1級</u>	<u>162,100</u>																																																																
<u>2級</u>	<u>208,000</u>																																																																
<u>3級</u>	<u>240,900</u>																																																																
<u>4級</u>	<u>271,600</u>																																																																
<u>5級</u>	<u>295,400</u>																																																																
<u>6級</u>	<u>323,100</u>																																																																
<u>7級</u>	<u>365,500</u>																																																																

現 行	改 正
<p>2 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第1項、第18条第2項及び同条第5項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年下妻市条例第16号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第17条の2第1項中「市規則で定める職員(」とあるのは「市規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。」と、給与条例第18条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と_____、同条第5項中「3級以上であるもの」とあるのは「3級以上であるもの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。</p>	<p>2 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第1項、第18条第2項及び同条第5項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年下妻市条例第16号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第17条の2第1項中「市規則で定める職員(」とあるのは「市規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。」と、給与条例第18条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の175」と</u>、同条第5項中「3級以上であるもの」とあるのは「3級以上であるもの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。</p>

【第4条関係】

下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第1項、第18条第2項及び同条第5項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年下妻市条例第16号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第17条の2第1項中「市規則で定める職員(」とあるのは「市規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。」と、給与条例第18条第2項中「<u>100分の120</u>とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第5項中「3級以上であるもの」とあるのは「3級以上であるもの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第1項、第18条第2項及び同条第5項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び下妻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年下妻市条例第16号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第17条の2第1項中「市規則で定める職員(」とあるのは「市規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。」と、給与条例第18条第2項中「<u>100分の122.5</u>とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第5項中「3級以上であるもの」とあるのは「3級以上であるもの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。</p>

【第6条関係】

下妻市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(市長等の給与)</p> <p>第3条の3 市長等の期末手当の額は、給与条例第18条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の120</u>とあるのは「<u>100分の165</u>」と、<u>100分の125</u>とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(市長等の給与)</p> <p>第3条の3 市長等の期末手当の額は、給与条例第18条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の122.5</u>とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

【付則第5項関係】

下妻市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び下妻市職員の給与に関する条例(昭和32年下妻市条例第21号)第12条の5の規定に基づき職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び下妻市職員の給与に関する条例(昭和32年下妻市条例第21号)第12条の6の規定に基づき職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>

議案第 2 号

下妻市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

下妻市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 月 1 7 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）が一部改正され、会計年度任用職員（会計年度任用企業職員を含む。）に対し勤勉手当を支給することが可能となったことを踏まえ、会計年度任用職員に対する勤勉手当の規定を整備するほか、令和 5 年人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の給料月額を改定するとともに、フルタイム会計年度任用職員及び企業職員に対する在宅勤務等手当の規定を整備するため、関係条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
(下妻市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 下妻市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年下妻市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第8条の2 給与条例第12条の5の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第13条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第13条の2 給与条例第19条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第19条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第17条第4項及び第19条第2項中「第23条第1項」を「第23条」に改める。

第21条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第21条の2 給与条例第19条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第19条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）
会計年度任用職員給料表

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000

61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

(下妻市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 下妻市職員の育児休業等に関する条例(平成4年下妻市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(下妻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 下妻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和55年下妻市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第3条第1項の表中「

単身赴任手当	給与条例第12条の4、第17条の3
--------	-------------------

」を「

単身赴任手当	給与条例第12条の4、第17条の3
在宅勤務等手当	給与条例第12条の5

」に、「第12条の5」を「第12条の6」に改める。

第4条第1項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中下妻市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の下妻市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の会計年度任用職員給与等条例」という。)別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の会計年度任用職員給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規

定による改正前の下妻市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

【第1条関係】

下妻市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料、通勤手当_____、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び<u>期末手当</u>_____をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬<u>及び期末手当</u>_____をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>(時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第17条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、<u>第23条第1項</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p><u>第8条の2 給与条例第12条の5の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p><u>第13条の2 給与条例第19条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第19条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第17条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、<u>第23条</u>_____に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる</p>

現 行	改 正
	<p><u>(勤勉手当)</u></p> <p><u>第21条の2 給与条例第19条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第19条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p>

現 行

別表第1（第4条関係）
会計年度任用職員給料表

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	<u>150,100</u>	<u>198,500</u>
2	<u>151,200</u>	<u>200,300</u>
3	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>
4	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>
5	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>
6	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>
7	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>
8	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>
9	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>
10	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>
11	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>
12	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>
13	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>
14	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>
15	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>
16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>
17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>
18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>
19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>
20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>
21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>
22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>
23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>
24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>
25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>
26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>
27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>
28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>

改 正

別表第1（第4条関係）
会計年度任用職員給料表

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	<u>162,100</u>	<u>208,000</u>
2	<u>163,200</u>	<u>209,700</u>
3	<u>164,400</u>	<u>211,400</u>
4	<u>165,500</u>	<u>212,900</u>
5	<u>166,600</u>	<u>214,400</u>
6	<u>167,700</u>	<u>216,200</u>
7	<u>168,800</u>	<u>217,900</u>
8	<u>169,900</u>	<u>219,600</u>
9	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>
10	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>
11	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>
12	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>
13	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>
14	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>
15	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>
16	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>
17	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>
18	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>
19	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>
20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>
21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>
22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>
23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>
24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>
25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>
26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>
27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>
28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>

現 行			改 正		
29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>
32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>
56	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>
57	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>	57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>
58	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>	58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>
59	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>	59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>
60	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>	60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>
61	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>	61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>

現 行			改 正		
62	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>	62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>
63	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>	63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>
64	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>	64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>
65	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>	65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>
66	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>	66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>
67	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>	67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>
68	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>	68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>
69	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>	69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>
70	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>	70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>
71	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>	71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>
72	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>	72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>
73	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>	73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>
74	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>	74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>
75	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>	75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>
76	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>	76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>
77	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>	77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>
78	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>	78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>
79	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>	79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>
80	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>	80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>
81	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>	81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>
82	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>	82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>
83	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>
84	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>	84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>
85	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>	85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>
86	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>	86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>
87	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>	87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>
88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>
89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>
90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>
91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>
92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>
93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>
94		<u>294,900</u>	94		<u>295,900</u>
95		<u>295,200</u>	95		<u>296,200</u>

現 行			改 正		
96		<u>295,600</u>	96		<u>296,600</u>
97		<u>295,800</u>	97		<u>296,800</u>
98		<u>296,100</u>	98		<u>297,100</u>
99		<u>296,500</u>	99		<u>297,500</u>
100		<u>296,900</u>	100		<u>297,900</u>
101		<u>297,100</u>	101		<u>298,100</u>
102		<u>297,400</u>	102		<u>298,400</u>
103		<u>297,800</u>	103		<u>298,800</u>
104		<u>298,100</u>	104		<u>299,100</u>
105		<u>298,300</u>	105		<u>299,300</u>
106		<u>298,600</u>	106		<u>299,600</u>
107		<u>299,000</u>	107		<u>300,000</u>
108		<u>299,300</u>	108		<u>300,300</u>
109		<u>299,500</u>	109		<u>300,500</u>
110		<u>299,900</u>	110		<u>300,900</u>
111		<u>300,300</u>	111		<u>301,300</u>
112		<u>300,600</u>	112		<u>301,600</u>
113		<u>300,800</u>	113		<u>301,800</u>
114		<u>301,000</u>	114		<u>302,000</u>
115		<u>301,300</u>	115		<u>302,300</u>
116		<u>301,700</u>	116		<u>302,700</u>
117		<u>301,900</u>	117		<u>302,900</u>
118		<u>302,100</u>	118		<u>303,100</u>
119		<u>302,400</u>	119		<u>303,400</u>
120		<u>302,700</u>	120		<u>303,700</u>
121		<u>303,100</u>	121		<u>304,100</u>
122		<u>303,300</u>	122		<u>304,300</u>
123		<u>303,600</u>	123		<u>304,600</u>
124		<u>303,900</u>	124		<u>304,900</u>
125		<u>304,200</u>	125		<u>305,200</u>

【第2条関係】

下妻市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次条において「<u>会計年度任用職員</u>」という。))を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(<u>会計年度任用職員</u>を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____</p> <p>_____のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

【第3条関係】

下妻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現 行		改 正	
(給与の種類)		(給与の種類)	
第2条 略		第2条 略	
2 略		2 略	
3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当とする。		3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、 在宅勤務等手当 、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当とする。	
(下妻市職員の給与に関する条例の準用)		(下妻市職員の給与に関する条例の準用)	
第3条 企業職員の給与は、一般職員の給与を基準とし、それぞれの給与の額の決定は、次表の左欄に掲げる給与について、当該右欄に掲げる規定を準用する。		第3条 企業職員の給与は、一般職員の給与を基準とし、それぞれの給与の額の決定は、次表の左欄に掲げる給与について、当該右欄に掲げる規定を準用する。	
給料	下妻市職員の給与に関する条例(昭和32年下妻市条例第21号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第5条、第6条、第6条の2、第7条、第8条、第9条、第12条、第16条、第16条の2	給料	下妻市職員の給与に関する条例(昭和32年下妻市条例第21号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第5条、第6条、第6条の2、第7条、第8条、第9条、第12条、第16条、第16条の2
中略		中略	
単身赴任手当	給与条例第12条の4、第17条の3	単身赴任手当	給与条例第12条の4、第17条の3
特殊勤務手当	給与条例 第12条の5 (同条第2項中「別に条例で定める。」とあるのは「別に管理者が定める。」と読み替えるものとする。)	在宅勤務等手当	給与条例第12条の5
		特殊勤務手当	給与条例 第12条の6 (同条第2項中「別に条例で定める。」とあるのは「別に管理者が定める。」と読み替えるものとする。)

現 行	改 正
以下略	以下略
<p>2 略</p> <p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第4条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 報酬及び期末手当</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当</p> <p>2 略</p>	<p>2 略</p> <p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第4条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 報酬、期末手当及び勤勉手当</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当</p> <p>2 略</p>

議案第 3 号

下妻市手数料条例の一部改正について

下妻市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 月 1 7 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 1 2 年政令第 1 6 号）の一部改正により、市区町村の窓口において行う戸籍関係事務に、本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行事務、届書等情報の内容の証明書の交付及び閲覧に係る事務が新たに追加されることから、これらの事務に係る手数料を規定するため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市手数料条例の一部を改正する条例

下妻市手数料条例（平成12年下妻市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「抄本」の次に「の交付」を、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条中第32号を第34号とし、第7号から第31号までを2号ずつ繰り下げ、同条第6号中「書類の閲覧」を「書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」に改め、「書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「証明書又は」を「証明書の交付、」に改め、「証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「抄本」の次に「の交付」を、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証

明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

第6条第4号中「第2条第16号から第19号まで」を「第2条第18号から第21号まで」に改める。

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

下妻市手数料条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本_____又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付 1通につき 450円</p> <p>(2) 略</p>	<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本<u>の交付</u>又は同法第120条第1項、<u>第120条の2第1項</u>若しくは第126条の規定に基づく<u>戸籍証明書</u>_____の交付 1通につき 450円</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u> 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>

現 行	改 正
<p>(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本_____又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付 1通につき 750円</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の<u>証明書又は</u>_____同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)</p>	<p>(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本<u>の交付</u>又は同法第120条第1項、<u>第120条の2第1項</u>若しくは第126条の規定に基づく<u>除籍証明書</u>_____の交付 1通につき 750円</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u> 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p> <p>(7) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の<u>証明書の交付</u>、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)</p>

現 行	改 正
<p>若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付_____</p> <p>_____ 1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては1通につき1,400円)</p> <p><u>(6)</u> 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した<u>書類の閲覧</u>_____</p> <p>_____ 書類_____</p> <p>_____1件につき 350円</p> <p><u>(7)～(32)</u> 略</p> <p>(手数料の免除)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条の2の規定による住民票の写しの交付の特例に係る手数料を除く。)を免除することができる。ただし、多機能端末機により交付する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第2条第16号から第19号まで</u>に規定する手数料は、盲導犬については、全額免除とし、取扱要領を別に定める。</p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付<u>又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</u> 1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては1通につき1,400円)</p> <p><u>(8)</u> 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した<u>書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</u> 書類<u>又は届書等情報の内容を表示したもの</u>1件につき 350円</p> <p><u>(9)～(34)</u> 略</p> <p>(手数料の免除)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条の2の規定による住民票の写しの交付の特例に係る手数料を除く。)を免除することができる。ただし、多機能端末機により交付する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第2条第18号から第21号まで</u>に規定する手数料は、盲導犬については、全額免除とし、取扱要領を別に定める。</p> <p>(5)・(6) 略</p>

令和 5 年度

下妻市補正予算書

一 般 会 計
特 別 会 計
後 期 高 齡 者 医 療
水 道 事 業
下 水 道 事 業

目 次

一般会計補正予算	50
補正予算に関する説明書	
一般会計事項別明細書	
総括	53
歳入	55
歳出	56
補正予算給与費明細書	65
補正予算債務負担行為調書	67
後期高齢者医療特別会計補正予算	68
水道事業会計補正予算	76
下水道事業会計補正予算	83

議案第4号

令和5年度下妻市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度下妻市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246,017千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,819,558千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年1月17日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		3,157,317	92,366	3,249,683
	2. 国庫補助金	901,255	92,366	993,621
19. 繰越金		681,088	24,851	705,939
	1. 繰越金	681,088	24,851	705,939
20. 諸収入		460,238	128,800	589,038
	5. 雑収入	429,624	128,800	558,424
歳入合計		19,573,541	246,017	19,819,558

歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		199,893	1,183	201,076
	1. 議会費	199,893	1,183	201,076
2. 総務費		3,413,586	9,535	3,423,121
	1. 総務管理費	2,773,541	5,450	2,778,991
	2. 徴税費	329,205	3,720	332,925
	3. 戸籍住民基本台帳費	228,259	20	228,279
	4. 選挙費	40,913	80	40,993
	5. 統計調査費	16,418	185	16,603
3. 民生費		7,002,895	2,526	7,005,421
	1. 社会福祉費	3,944,837	2,526	3,947,363
4. 衛生費		1,507,329	1,757	1,509,086
	2. 環境保全費	173,758	747	174,505
	3. 清掃費	703,287	1,010	704,297
6. 農業費		760,005	2,769	762,774
	1. 農業費	760,005	2,769	762,774
7. 商工費		261,586	220,900	482,486
	1. 商工費	261,586	220,900	482,486
8. 土木費		1,687,738	103	1,687,841
	4. 都市計画費	888,629	40	888,669
	5. 住宅費	32,824	63	32,887
10. 教育費		2,060,514	7,244	2,067,758
	1. 教育総務費	322,135	444	322,579
	5. 社会教育費	572,599	900	573,499
	6. 保健体育費	404,667	5,900	410,567
歳出合計		19,573,541	246,017	19,819,558

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
千代川緑地公園管理委託	令和6年度から令和7年度まで	2,680
敷地維持管理委託(千代川体育館・砂沼球場・運動公園)	令和6年度から令和7年度まで	15,414

下 妻 市 一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第7号）

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 市 税	5,818,828		5,818,828	29.3
2. 地 方 譲 与 税	239,560		239,560	1.2
3. 利 子 割 交 付 金	2,350		2,350	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	32,110		32,110	0.2
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,128		21,128	0.1
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	111,000		111,000	0.6
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,099,696		1,099,696	5.5
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	14,000		14,000	0.1
9. 地 方 特 例 交 付 金	36,000		36,000	0.2
10. 地 方 交 付 税	3,200,000		3,200,000	16.1
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,423		3,423	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	82,725		82,725	0.4
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	125,403		125,403	0.6
14. 国 庫 支 出 金	3,157,317	92,366	3,249,683	16.4
15. 県 支 出 金	1,421,717		1,421,717	7.2
16. 財 産 収 入	15,225		15,225	0.1
17. 寄 附 金	705,431		705,431	3.6
18. 繰 入 金	1,530,402		1,530,402	7.7
19. 繰 越 金	681,088	24,851	705,939	3.6
20. 諸 収 入	460,238	128,800	589,038	3.0
21. 市 債	815,900		815,900	4.1
歳 入 合 計	19,573,541	246,017	19,819,558	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 議会費	199,893	1,183	201,076	1.0
2. 総務費	3,413,586	9,535	3,423,121	17.3
3. 民生費	7,002,895	2,526	7,005,421	35.4
4. 衛生費	1,507,329	1,757	1,509,086	7.6
5. 労働費	27,066		27,066	0.1
6. 農業費	760,005	2,769	762,774	3.9
7. 商工費	261,586	220,900	482,486	2.4
8. 土木費	1,687,738	103	1,687,841	8.5
9. 消防費	778,243		778,243	3.9
10. 教育費	2,060,514	7,244	2,067,758	10.4
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,844,681		1,844,681	9.3
13. 予備費	30,000		30,000	0.2
歳出合計	19,573,541	246,017	19,819,558	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
			1,183
			9,535
			2,526
1,010			747
			2,769
91,356		128,800	744
			103
			7,244
92,366		128,800	24,851

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	549,785	92,366	642,151
計	901,255	92,366	993,621

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	681,088	24,851	705,939
--------	---------	--------	---------

(款) 20. 諸収入

(項) 5. 雑入

2. 雑入	429,583	128,800	558,383
計	429,624	128,800	558,424

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務管理費補助金	92,366	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金増

1. 前年度繰越金	24,851	前年度繰越金増
-----------	--------	---------

9. 商工費雑入	128,800	プレミアム付商品券販売収入

3. 歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 議会費	199,893	1,183	201,076			

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
1,183	2. 給料	95	01 議員報酬等経費	818
			3 職員手当等	818
	3. 職員手当等	1,038	議員期末手当増	
			02 職員人件費	365
	4. 共済費	50	2 給料	95
			給料増	
			3 職員手当等	220
			期末手当	100 増
			勤勉手当	110 増
			退職手当負担金	10 増
			4 共済費	50
			職員共済組合負担金増	

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	684,797	5,450	690,247			
計	2,773,541	5,450	2,778,991			

5,450	2. 給料	600	02 職員人件費	5,450
			2 給料	600
	3. 職員手当等	4,850	給料増	
			3 職員手当等	4,850
			期末手当	1,650 増
			勤勉手当	1,550 増
			退職手当負担金	1,650 増
5,450				

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

1. 税務総務費	206,757	3,720	210,477			
----------	---------	-------	---------	--	--	--

3,720	2. 給料	1,750	01 職員人件費	3,710
			2 給料	1,750
	3. 職員手当等	1,730	給料増	
			3 職員手当等	1,730
			期末手当	750 増
			勤勉手当	750 増
			退職手当負担金	230 増
	8. 旅費	10	4 共済費	230

議会費・総務管理費・徴税費

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	329,205	3,720	332,925			

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	176,673	20	176,693			
計	228,259	20	228,279			

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

1. 選挙管理委員会費	9,233	80	9,313			
計	40,913	80	40,993			

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

1. 統計調査総務費	13,131	185	13,316			
------------	--------	-----	--------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			職員共済組合負担金増 02 徴税総務事務経費 10 8 旅費 10 会計年度任用職員費用弁償(通勤費)増
	3,720		

20	8. 旅費	20	03 マイナンバーカード普及促進事業費 20 8 旅費 20 会計年度任用職員費用弁償(通勤費)増
20			

80	2. 給料	25	01 職員人件費 80 2 給料 25 給料増 3 職員手当等 45 期末手当 25 増 勤勉手当 20 増 4 共済費 10 職員共済組合負担金増
	3. 職員手当等	45	
	4. 共済費	10	
80			

185	2. 給料	90	01 職員人件費 185 2 給料 90 給料増 3 職員手当等 75
	3. 職員手当等	75	

徴税費・戸籍住民基本台帳費・選挙費・統計調査費

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	16,418	185	16,603			

(款) 2. 総務費

(項) 6. 監査委員費

1. 監査委員費	25,250	80	25,330			
----------	--------	----	--------	--	--	--

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉 総務費	949,767	1,190	950,957			
2. 高齢福祉費	740,449	306	740,755			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	4. 共済費	20	期末手当 45 増 勤勉手当 30 増 4 共済費 20 職員共済組合負担金増
185			

80	2. 給料	10	01 職員人件費 80
			2 給料 10
	3. 職員手当等	70	給料増
			3 職員手当等 70
			期末手当増

1,190	2. 給料	270	01 職員人件費 1,190
			2 給料 270
	3. 職員手当等	790	給料増
			3 職員手当等 790
			期末手当 420 増
			勤勉手当 270 増
			退職手当負担金 100 増
	4. 共済費	130	4 共済費 130
			職員共済組合負担金増
306	1. 報酬	20	01 職員人件費 236
			2 給料 65
	2. 給料	65	給料増
			3 職員手当等 156
			住居手当 56 増
			期末手当 50 増
			勤勉手当 40 増
			退職手当負担金 10 増
	3. 職員手当等	196	
	4. 共済費	25	

統計調査費・監査委員費・社会福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3. 国民年金費	14,938	80	15,018			
4. 障害福祉費	1,228,776	10	1,228,786			
6. 後期高齢者医療費	658,318	940	659,258			
計	3,944,837	2,526	3,947,363			

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 環境保全費

1. 環境保全総務費	61,924	447	62,371			
------------	--------	-----	--------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
			4 共済費 職員共済組合負担金増 02 高齢福祉事務経費 70 1 報酬 会計年度任用職員報酬増 3 職員手当等 会計年度任用職員期末手当増 4 共済費 共済組合負担金(短期)増
80	2. 給料	65	01 職員人件費 80 2 給料 給料増 4 共済費 職員共済組合負担金増
	4. 共済費	15	
10	8. 旅費	10	01 障害福祉事務経費 10 8 旅費 会計年度任用職員費用弁償(通勤費)増
940	27. 繰出金	940	02 後期高齢者医療特別会計繰出 940 27 繰出金 事務費等分増
2,526			

447	2. 給料	10	01 職員人件費 447 2 給料 給料増
	3. 職員手当等	357	3 職員手当等 期末手当 勤勉手当 退職手当負担金
	4. 共済費	80	4 共済費

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 環境保全費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 環境衛生費	83,529	240	83,769			
3. 公害対策費	8,107	60	8,167			
計	173,758	747	174,505			

(款) 4. 衛生費

(項) 3. 清掃費

2. ごみ処理費	594,432	1,010	595,442	1,010		
計	703,287	1,010	704,297	1,010		

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

1. 農業委員会費	69,320	535	69,855			
2. 農業総務費	154,070	2,135	156,205			

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
			職員共済組合負担金増	
240	27. 繰出金	240	03 水道事業会計繰出 27 繰出金 水道事業会計繰出金増	240 240
60	8. 旅費	60	01 公害対策事務経費 8 旅費 会計年度任用職員費用弁償(通勤費)増	60 60
747				

	18. 負担金補助及び交付金	1,010	02 ごみ収集経費 18 負担金補助及び交付金 ごみ・資源収集委託事業者緊急支援金	1,010 1,010

535	2. 給料	185	01 職員人件費 2 給料	535 185
	3. 職員手当等	290	給料増 3 職員手当等	290
	4. 共済費	60	期末手当 勤勉手当 4 共済費 職員共済組合負担金増	150 増 140 増 60
2,135	2. 給料	840	01 職員人件費 2 給料	2,135 840
	3. 職員手当等	1,125	給料増 3 職員手当等	1,125

環境保全費・清掃費・農業費

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3. 農業振興費	189,251	30	189,281			
5. 農地費	335,709	69	335,778			
計	760,005	2,769	762,774			

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

1. 商工総務費	62,800	100	62,900			
2. 商工振興費	169,007	220,800	389,807	91,356		128,800

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
	4. 共済費	170	期末手当 520 増 勤勉手当 490 増 退職手当負担金 115 増 4 共済費 170 職員共済組合負担金増
30	8. 旅費	30	05 生産調整推進対策経費 30 8 旅費 30 会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増
69	2. 給料	13	01 職員人件費 69 2 給料 13 給料増 3 職員手当等 46 期末手当 25 増 勤勉手当 21 増 4 共済費 10 職員共済組合負担金増
	3. 職員手当等	46	
	4. 共済費	10	
2,769			

100	1. 報酬	60	03 消費生活センター運営経費 100 1 報酬 60 会計年度任用職員報酬増 3 職員手当等 30 会計年度任用職員期末手当増 4 共済費 10 共済組合負担金（短期）増
	3. 職員手当等	30	
	4. 共済費	10	
644	10. 需用費	600	05 プレミアム付商品券発行事業費 220,800 10 需用費 600 消耗品費 11 役務費 4,220
	11. 役務費	4,220	

農業費・商工費

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	261,586	220,900	482,486	91,356		128,800

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

4. 都市公園費	199,473	40	199,513			
計	888,629	40	888,669			

(款) 8. 土木費

(項) 5. 住宅費

1. 住宅管理費	32,824	63	32,887			
----------	--------	----	--------	--	--	--

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	186,147	444	186,591			
---------	---------	-----	---------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	12. 委託料	9,900	郵便料 4,200 手数料 20
	18. 負担金補助及び交付金	206,080	12 委託料 9,900 プレミアム付商品券発行事業委託料 18 負担金補助及び交付金 206,080 プレミアム付商品券発行事業交付金
744			

40	8. 旅費	40	01 都市公園総務事務経費 40 8 旅費 40 会計年度任用職員費用弁償(通勤費)増
40			

63	2. 給料	14	01 職員人件費 63 2 給料 14
	3. 職員手当等	39	給料増 3 職員手当等 39
	4. 共済費	10	期末手当 22 増 勤勉手当 17 増 4 共済費 10 職員共済組合負担金増

444	3. 職員手当等	429	01 特別職人件費 79 3 職員手当等 64
	4. 共済費	15	期末手当増 4 共済費 15

商工費・都市計画費・住宅費・教育総務費

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	322,135	444	322,579			

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

1. 社会教育総務費	160,800	740	161,540			
2. 公民館費	220,702	90	220,792			
4. 図書館費	123,329	70	123,399			
計	572,599	900	573,499			

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

6. 学校給食費	307,398	5,900	313,298			
----------	---------	-------	---------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			共済組合負担金増 02 職員人件費 365 3 職員手当等 期末手当 勤勉手当
			365 95 増 270 増
444			

740	1. 報酬	490	01 職員人件費 250 2 給料 給料増 4 共済費 職員共済組合負担金増
	2. 給料	200	
	4. 共済費	50	
			02 社会教育総務事務経費 490 1 報酬 会計年度任用職員報酬増
90	1. 報酬	30	03 大宝公民館管理運営経費 90 1 報酬 会計年度任用職員報酬増
	3. 職員手当等	60	3 職員手当等 会計年度任用職員期末手当増
70	8. 旅費	70	02 図書館運営経費 70 8 旅費 会計年度任用職員費用弁償(通勤費)増
900			

5,900	1. 報酬	5,400	01 学校給食経費 5,900 1 報酬
			5,400

教育総務費・社会教育費・保健体育費

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	404,667	5,900	410,567			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	3. 職員手当等	500	会計年度任用職員報酬増 3 職員手当等 会計年度任用職員期末手当増
5,900			500

(1)補正予算給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬	給 料	期 末 手 当 3.30ヶ月分 地 域 手 当
補正後	長 等	3		8,764
	議 員	20	84,210	27,801
	その他の特別職	1,084	58,301	
	計	1,107	142,511	36,565
補正前	長 等	3	25,560	8,700
	議 員	20	84,210	26,983
	その他の特別職	1,084	58,301	
	計	1,107	142,511	35,683
比 較	長 等	0	0	64
	議 員	0	0	818
	その他の特別職	0	0	
	計	0	0	882

2. 一般職

(1) 総 括

区分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(273) 290	512,525	1,139,507	715,054
補 正 前	(273) 290	506,525	1,135,275	706,546
比 較	(0) 0	6,000	4,232	8,508

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	14,497	148	33,766	74,708
	補 正 前	14,497	148	33,766	74,708
	比 較	0	0	0	0

(単位 千円)

費			共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
	48	34,372	6,175	40,547	3,451
		112,011	26,834	138,845	
		58,301		58,301	
	48	204,684	33,009	237,693	3,451
	48	34,308	6,160	40,468	3,451
		111,193	26,834	138,027	
		58,301		58,301	
	48	203,802	32,994	236,796	3,451
	0	64	15	79	0
		818	0	818	
		0		0	
	0	882	15	897	0

(単位 千円)

費	共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
計			
2,367,086	465,685	2,832,771	160,034
2,348,346	464,815	2,813,161	157,754
18,740	870	19,610	2,280

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
343,537	211,708	19,917	48	15,249	1,476
338,963	207,830	19,917	48	15,193	1,476
4,574	3,878	0	0	56	0

給与費

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)	
		報 酬	給 料	職 員 手 当				
補 正 後	(3) 290		1,139,507	623,863	1,763,370	356,394	2,119,764	160,034
補 正 前	(3) 290		1,135,275	615,985	1,751,260	355,544	2,106,804	157,754
比 較	(0) 0		4,232	7,878	12,110	850	12,960	2,280

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	14,497	148	33,766	74,708	252,346	211,708	19,917	48	15,249	1,476
	補 正 前	14,497	148	33,766	74,708	248,402	207,830	19,917	48	15,193	1,476
	比 較	0	0	0	0	3,944	3,878	0	0	56	0

()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補 正 後	(270)	512,525		91,191	603,716	109,291	713,007
補 正 前	(270)	506,525		90,561	597,086	109,271	706,357
比 較	(0)	6,000		630	6,630	20	6,650

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後					91,191					
	補 正 前					90,561					
	比 較					630					

()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	4,232	給与改定に伴う増減分	4,232 給料の改定率 1.07%	
		昇給に伴う増加分	平均昇給率 %	
		その他の増減分		
職 員 手 当	8,508	制度改正に伴う増減分	8,452	
		その他の増減分	56	

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての 前年度末までの支出額又は、支出額見込及び当該年度
以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一 般 財 源	
						国 県 支 出 金	地 方 債		そ の 他
千代川緑地公園管理委託	2,680			令和6年度から 令和7年度まで	2,680				2,680
敷地維持管理委託(千代川体育館・砂沼球場・運動公園)	15,414			令和6年度から 令和7年度まで	15,414				15,414

議案第5号

令和5年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ940千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ554,940千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月17日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位 千円)

歳 入 款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰 入 金		158,717	940	159,657
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	158,717	940	159,657
歳 入 合 計		554,000	940	554,940

(単位 千円)

歳 出 款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		41,698	940	42,638
	1. 総 務 管 理 費	39,394	940	40,334
歳 出 合 計		554,000	940	554,940

下妻市後期高齢者医療特別会計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 後期高齢者医療保険料	387,247		387,247	69.8
2. 使用料及び手数料	64		64	0.0
3. 繰入金	158,717	940	159,657	28.8
4. 繰越金	1,000		1,000	0.2
5. 諸収入	6,972		6,972	1.2
歳入合計	554,000	940	554,940	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 総務費	41,698	940	42,638	7.7
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	501,279		501,279	90.3
3. 保健事業費	7,918		7,918	1.4
4. 諸支出金	1,430		1,430	0.3
5. 予備費	1,675		1,675	0.3
歳出合計	554,000	940	554,940	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
			940
			940

2. 歳入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	158,717	940	159,657

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 一般会計繰入金	940	事務費等繰入金増

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 一般管理費	39,394	940	40,334			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
940	1. 報酬	50	01 職員人件費 860
	2. 給料	170	2 給料 給料増 170
	3. 職員手当等	320	3 職員手当等 期末手当 110 増 勤勉手当 150 増
	4. 共済費	400	退職手当負担金 30 増 4 共済費 400 職員共済組合負担金増
			02 一般管理事務経費 80
	1 報酬		1 報酬 50 会計年度任用職員報酬増
	3 職員手当等		3 職員手当等 30 会計年度任用職員期末手当増

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補正後	(1) 5	1,913	17,563	8,697
補正前	(1) 5	1,863	17,393	8,407
比 較	(0) 0	50	170	290

()内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	扶養手当	時間外勤務手当
	補正後				1,003
	補正前				1,003
	比 較				0

(単位 千円)

費 計	共 済 費	合 計	備 考
			(退職手当負担金)
28,173	5,511	33,684	2,405
27,663	5,111	32,774	2,375
510	400	910	30

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
4,199	3,287	208			
4,059	3,137	208			
140	150	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)	
		報 酬	給 料	職 員 手 当				費 計
補 正 後	(5)		17,563	8,304	25,867	5,100	30,967	2,405
補 正 前	(5)		17,393	8,044	25,437	4,700	30,137	2,375
比 較	(0)		170	260	430	400	830	30

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後				1,003	3,806	3,287	208			
	補 正 前				1,003	3,696	3,137	208			
	比 較				0	110	150	0			

()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)	
		報 酬	給 料	職 員 手 当				費 計
補 正 後	(1)	1,913		393	2,306	411	2,717	
補 正 前	(1)	1,863		363	2,226	411	2,637	
比 較	(0)	50		30	80	0	80	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後					393					
	補 正 前					363					
	比 較					30					

()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	170	給与改定に伴う増減分	170 給料の改定率 1.68%	
		昇給に伴う増加分	平均昇給率 %	
		その他の増減分		
職 員 手 当	290	制度改正に伴う増減分	290	
		その他の増減分		

令和5年度下妻市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補 正 額	計
第1款 水道事業収益	1,061,911	240	1,062,151
第2項 営業外収益	72,124	240	72,364

支 出

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補 正 額	計
第1款 水道事業費用	997,833	571	998,404
第1項 営業費用	907,827	571	908,398

令和6年1月17日 提出

下妻市長 菊 池 博

令和5年度下妻市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1. 水道事業収益			1,061,911	240	1,062,151	
	2. 営業外収益		72,124	240	72,364	
		2. 他会計補助金	265	240	505	

支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1. 水道事業費用			997,833	571	998,404	
	1. 営業費用		907,827	571	908,398	
		3. 総係費	136,595	571	137,166	

令和5年度下妻市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△純損失)	59,250
減価償却費	276,286
固定資産除却費	900
貸倒引当金の増減額	△ 69
賞与引当金の増減額	66
長期前受金戻入額	△ 68,507
受取利息及び配当金	△ 5
支払利息	57,402
未収金の増減額(△は増加)	15,450
たな卸資産の増減額(△は増加)	212
未払金の増減額(△は減少)	0
小計	340,985
利息及び配当金の受取額	5
利息の支払額	△ 57,402
業務活動によるキャッシュ・フロー	283,588
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 664,300
負担金による収入	0
出資金による収入	3,138
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 661,162
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	301,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債償還による支出	△ 363,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 62,000
資金増加額(又は減少額)	△ 439,574
資金期首残高	791,050
資金期末残高	351,476

水道事業

補正予算給与費明細書

1. 総括

区分	職員数		給与		費			共済費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	賃金	手当	計		
	人	人		千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後	損益勘定支弁職員	6		22,443		12,364	34,807	10,337	45,144
	資本勘定支弁職員	2		7,529		3,501	11,030	3,051	14,081
	合計	8		29,972		15,865	45,837	13,388	59,225
補正前	損益勘定支弁職員	6		22,443		12,063	34,506	10,307	44,813
	資本勘定支弁職員	2		7,529		3,501	11,030	3,051	14,081
	合計	8		29,972		15,564	45,536	13,358	58,894
比較	損益勘定支弁職員	0		0		301	301	30	331
	資本勘定支弁職員	0		0		0	0	0	0
	合計	0		0		301	301	30	331

職員手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	182	903	1,083	6,838	5,703	598	0	558
	補正前	182	763	1,083	6,695	5,685	598	0	558
	比較	0	140	0	143	18	0	0	0

(注) 本年度の期末勤勉手当及び共済費には、翌年6月期末勤勉手当のうち本年度発生額である賞与引当金繰入額4,000千円が含まれる。

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円	給与改定に伴う増減分	千円	給料の改定率 % 給与改定実施時期 年 月	
		普通昇給に伴う増加分		平均昇給率 %	
		昇給期間短縮に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	千円 301	制度改正に伴う増減分	千円 161		
		その他の増減分	140		

令和5年度下妻市水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部		
1. 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
ア 土 地	511,640	
イ 建 物	1,011,313	
減価償却累計額	<u>553,144</u>	458,169
ウ 構 築 物	13,287,925	
減価償却累計額	<u>8,496,998</u>	4,790,927
エ 機 械 及 び 装 置	4,484,621	
減価償却累計額	<u>3,984,693</u>	499,928
オ 車 両 運 搬 具	8,356	
減価償却累計額	<u>4,104</u>	4,252
カ 工 具、器 具 及 び 備 品	10,522	
減価償却累計額	<u>8,630</u>	1,892
キ 建 設 仮 勘 定	<u>2,071,047</u>	
有形固定資産合計		8,337,855
(2) 無 形 固 定 資 産		
ア 施 設 利 用 権	<u>692</u>	
無形固定資産合計		<u>692</u>
固定資産合計		8,338,547
2. 流 動 資 産		
(1) 現 金 ・ 預 金	351,476	
(2) 未 収 金	200,120	
貸倒引当金	△ 910	
(3) 貯 蔵 品	3,700	
(4) そ の 他 流 動 資 産	<u>300</u>	
流動資産合計		<u>554,686</u>
資 産 合 計		<u>8,893,233</u>

負 債 の 部		
3. 固 定 負 債		
(1) 企 業 債	3,890,143	
(2) 引 当 金	<u>34,888</u>	
固定負債合計		3,925,031
4. 流 動 負 債		
(1) 企 業 債	233,249	
(2) 未 払 金	184,548	
(3) 引 当 金	5,233	
(4) そ の 他 流 動 負 債	<u>1,600</u>	
流動負債合計		424,630
5. 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金	4,376,123	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>2,523,599</u>	
長期前受金合計		<u>1,852,524</u>
繰延収益合計		<u>1,852,524</u>
負債合計		6,202,185
資 本 の 部		
6. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	<u>2,068,113</u>	
資本金合計		2,068,113
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
資本剰余金合計		<u>0</u>
(2) 利 益 剰 余 金		
ア 減 債 積 立 金	0	
イ 利 益 積 立 金	51,113	
ウ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>571,822</u>	
利益剰余金合計		<u>622,935</u>
剰余金合計		<u>622,935</u>
資 本 合 計		<u>2,691,048</u>
負債資本合計		<u>8,893,233</u>

水道事業

令和5年度下妻市水道事業会計補正予算明細書（第2号）

収益的収入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 水道事業収益		1,061,911	240	1,062,151			
2. 営業外収益		72,124	240	72,364			
	2. 他会計補助金	265	240	505	他会計補助金	240	一般会計補助金増

収益的支出

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 水道事業費用		997,833	571	998,404			
1. 営業費用		907,827	571	908,398			
	3. 総 係 費	136,595	571	137,166	手 当	541	扶養手当増 140 期末手当増 143 勤勉手当増 18 児童手当増 240
					共 済 費	30	退職手当負担金増

令和5年度下妻市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和5年度下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補 正 額	計
第1款 下水道事業費用	773,339	1,236	774,575
第1項 営業費用	692,121	1,236	693,357

（資本的支出）

第3条 令和5年度下水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 230,054千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填するものとする。）。

支 出

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補 正 額	計
第1款 資本的支出	725,289	487	725,776
第1項 建設改良費	299,926	487	300,413

令和6年1月17日

提出

下妻市長

菊 池 博

令和5年度下妻市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

支出 (単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1. 下水道事業費用			773,339	1,236	774,575	
	1. 営業費用		692,121	1,236	693,357	
		6. 総係費	42,837	1,236	44,073	

資本的支出

支出 (単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1. 資本的支出			725,289	487	725,776	
	1. 建設改良費		299,926	487	300,413	
		1. 汚水管渠建設改良費	251,757	487	252,244	

令和5年度下妻市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	7,501
減価償却費	370,712
固定資産除却費	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	359
賞与引当金の増減額(△は減少)	0
長期前受金戻入額	△ 185,157
支払利息	72,601
受取利息及び受取配当金	△ 1
有形固定資産売却益(損)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
未収金の増減額(△は増加)	△ 2,971
貯蔵品の増減額	0
その他流動負債の増減額(△は減少)	0
未払金の増減額(△は減少)	0
小計	<u>263,044</u>
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	<u>△ 72,601</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>190,444</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 231,202
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	△ 43,789
国庫補助金等による収入	<u>207,839</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 67,152</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	267,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 425,363
他会計等からの出資による収入	<u>0</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 158,263</u>
資金増加額(又は減少額)	△ 34,971
資金期首残高	<u>249,181</u>
資金期末残高	<u>214,210</u>

補正予算給与費明細書

1. 総括

区分	職員数		給与		費			共済費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	賃金	手当	計		
	人	人		千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後	損益勘定支弁職員	5		18,549		10,040	28,589	8,769	37,358
	資本勘定支弁職員	3		10,281		4,989	15,270	4,436	19,706
	合計	8		28,830		15,029	43,859	13,205	57,064
補正前	損益勘定支弁職員	5		18,198		9,448	27,646	8,491	36,137
	資本勘定支弁職員	3		10,281		4,502	14,783	4,436	19,219
	合計	8		28,479		13,950	42,429	12,927	55,356
比較	損益勘定支弁職員	0		351		592	943	278	1,221
	資本勘定支弁職員	0		0		487	487	0	487
	合計	0		351		1,079	1,430	278	1,708

職員手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
職員手当の内訳	補正後	182	1,647	538	6,523	5,523	334	0	282
	補正前	182	1,281	538	6,257	5,358	334	0	0
	比較	0	366	0	266	165	0	0	282

(注)本年度の期末勤勉手当及び共済費には、翌年6月期末勤勉手当のうち本年度発生額である賞与引当金繰入額4,172千円が含まれる。

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考	
給 料	千円 351	給与改定に伴う増減分	千円 351	給料の改定率 0.6 % 給与改定実施時期 6年 1月	
		普通昇給に伴う増加分		平均昇給率 %	
		昇給期間短縮に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	千円 1,079	制度改正に伴う増減分	千円 1,079		
		その他の増減分			

令和5年度下妻市下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

資 産 の 部		(単位 千円)
1. 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
ア 土 地	0	
イ 建 物	0	
建物	0	
減価償却累計額	<u>0</u>	0
ウ 構 築 物	11,667,684	
構築物	<u>1,187,500</u>	10,480,184
減価償却累計額		
エ 機 械 及 び 装 置	104,625	
機械及び装置	<u>38,967</u>	65,658
減価償却累計額		
オ 車 両 運 搬 具	198	
車両運搬具	<u>0</u>	198
減価償却累計額		
カ 工 具、器 具 及 び 備 品	226	
工具、器具及び備品	<u>0</u>	226
減価償却累計額		
キ 建 設 仮 勘 定	<u>230,469</u>	
有形固定資産合計		10,776,735
(2) 無 形 固 定 資 産		
ア 流 域 下 水 道 利 用 権	1,449,223	
イ その他無形固定資産	<u>0</u>	
無形固定資産合計		1,449,223
(3) 投 資		
ア 基 金	<u>0</u>	
投資合計		<u>0</u>
固定資産合計		12,225,958
2. 流 動 資 産		
(1) 現 金 ・ 預 金		214,210
(2) 未 収 金	94,149	
貸倒引当金	<u>1,375</u>	<u>92,774</u>
流動資産合計		<u>306,984</u>
資産合計		<u>12,532,942</u>

負 債 の 部	
3. 固 定 負 債	
(1) 企 業 債	4,602,186
(2) 引 当 金	<u>0</u>
固定負債合計	4,602,186
4. 流 動 負 債	
(1) 一 時 借 入 金	0
(2) 企 業 債	426,656
(3) 未 払 金	102,433
(4) 引 当 金	4,060
(5) そ の 他 流 動 負 債	<u>3</u>
流動負債合計	533,152
5. 繰 延 収 益	
(1) 長 期 前 受 金	7,267,553
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>730,137</u>
繰延収益合計	<u>6,537,416</u>
負債合計	11,672,754
資 本 の 部	
6. 資 本 金	
(1) 資 本 金	<u>662,276</u>
資本金合計	662,276
7. 剰 余 金	
(1) 資 本 剰 余 金	
ア 受贈財産評価額	0
イ その他資本剰余金	<u>0</u>
資本剰余金合計	0
(2) 利 益 剰 余 金	
ア 減 債 積 立 金	145,959
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>51,953</u>
利益剰余金合計	<u>197,912</u>
剰余金合計	<u>197,912</u>
資 本 合 計	<u>860,188</u>
負債資本合計	<u>12,532,942</u>

下水道事業

収益的支出

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 下水道事業費用		773,339	1,236	774,575			
1. 営業費用		692,121	1,236	693,357			
	6. 総 係 費	42,837	1,236	44,073	給 料	351	給料増
					手 当	607	扶養手当 168増 期末手当 247増 勤勉手当 177増 児童手当 15増
					法 定 福 利 費	278	職員共済組合負担金 248増 退職手当負担金 30増

資本的支出

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的支出		725,289	487	725,776			
1. 建設改良費		299,926	487	300,413			
	1. 汚水管渠建設改良費	251,757	487	252,244	手 当	487	扶養手当 198増 住居手当 282増 期末手当 19増 勤勉手当 12減

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額230,054千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填するものとする。

下水道事業